

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイルズ	福祉用具貸与事業所アイルズ今治B A S E	愛媛県今治市北高下町3丁目1-23 ルミクス北高下103	令和8年2月1日	福祉用具貸与
株式会社アイルズ	福祉用具貸与事業所アイルズ今治B A S E	愛媛県今治市北高下町3丁目1-23 ルミクス北高下103	令和8年2月1日	特定福祉用具販売
あらいふ合同会社	あらいふ	愛媛県今治市北宝来町一丁目2番10	令和8年2月1日	訪問介護

○愛媛県告示第371号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和8年4月28日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アイルズ	福祉用具貸与事業所アイルズ今治B A S E	愛媛県今治市北高下町3丁目1-23 ルミクス北高下103	令和8年2月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社アイルズ	福祉用具貸与事業所アイルズ今治B A S E	愛媛県今治市北高下町3丁目1-23 ルミクス北高下103	令和8年2月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第372号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
越智今治農業協同組合	J A おちいまはりデイサービスセン ター元気桜井	愛媛県今治市桜井四丁目13番7号	令和8年2月28日	通所介護

○愛媛県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年4月28日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810201172	株式会社 樹	愛媛県今治市高市甲45番地8	宇都宮 和 樹	生活介護	生活介護事業所 R	愛媛県今治市高市甲45番地8	令和8年3月1日
3810201180	有限会社ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	笠原 良子	居宅介護	ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	令和8年3月1日
3810201180	有限会社ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	笠原 良子	重度訪問介護	ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	令和8年3月1日
3810201180	有限会社ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	笠原 良子	同行援護	ケアサポートはな	愛媛県今治市国分3丁目1-53	令和8年3月1日

○愛媛県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスを廃止する旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500797	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	中 川 創 太	居宅介護	ニチイケアセンターにいはま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号	令和8年1月31日
3810500797	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	中 川 創 太	重度訪問介護	ニチイケアセンターにいはま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号	令和8年1月31日
3810201164	合同会社アクトアライズ	愛媛県西条市河原津甲178番地2	川 又 邦 彦	就労継続支援(B型)	就労継続支援B型事業所 キャロル	愛媛県今治市中寺563番4号	令和8年2月28日

○愛媛県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 知 子	松山市浅海本谷甲514番地1
監 事	高 市 博 幸	松山市宮内甲116

○愛媛県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 史 紀	東温市樋口87番地2
〃	和 田 章 男	東温市樋口281番地3
〃	加 藤 章	東温市樋口244番地
〃	大 西 フサ子	東温市樋口1152番地
〃	藤 岡 洋 一	東温市樋口633番地
〃	恒 岡 和 子	東温市樋口572番地4
〃	恒 岡 孝 佳	東温市樋口1198番地
〃	坂 本 佐登志	東温市樋口786番地1
〃	和 田 武	東温市横河原1347番地
監 事	和 田 勇 記	東温市樋口923番地3
〃	松 井 健 一	東温市樋口1160番地5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 孝 弘	東温市樋口574番地
〃	加 藤 正 重	東温市樋口86番地12
〃	渡 部 日出子	東温市樋口242番地2
〃	土 屋 貴 裕	東温市樋口302番地

〃	藤 岡 裕 治	東温市樋口621番地
〃	和 田 吉 史	東温市樋口764番地
〃	恒 岡 俊 輔	東温市樋口1186番地
〃	窪 田 英 策	東温市樋口1154番地1
〃	和 田 昭 典	東温市横河原1370番地
監 事	和 田 勇 記	東温市樋口923番地3
〃	和 田 清 昭	東温市樋口747番地1

○愛媛県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地1
〃	林 茂	東温市見奈良1025番地
〃	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
〃	山 内 政 之	東温市見奈良989番地1
〃	池 川 仁 志	東温市見奈良403番地1
〃	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	越 智 文 明	東温市見奈良906番地1
〃	杉 原 昭 生	東温市見奈良1397番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地1
〃	林 茂	東温市見奈良1025番地
〃	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
〃	山 内 政 之	東温市見奈良989番地1
〃	池 川 仁 志	東温市見奈良403番地1
〃	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	越 智 文 明	東温市見奈良906番地1
〃	杉 原 昭 生	東温市見奈良1397番地3

○愛媛県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	武智孝志	東温市田窪1361番地
〃	大西伴明	東温市田窪1299番地6
〃	水田秀樹	東温市田窪1343番地1
〃	大西弘幸	東温市田窪1477番地
〃	渡部広志	東温市田窪1675番地
〃	高須賀宣子	東温市田窪1325番地
〃	宇都宮美恵	東温市田窪1399番地1
〃	山内啓二	東温市田窪117番地
〃	山内順一	東温市田窪1314番地
〃	高須賀数馬	東温市田窪1328番地2
〃	海稲一生	東温市田窪1615番地
監事	東武則	東温市田窪1386番地
〃	野村壮太	東温市横河原188番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	武智孝志	東温市田窪1361番地
〃	渡部真二	東温市田窪1675番地3
〃	蟹江輝夫	東温市田窪1617番地
〃	大西伴明	東温市田窪1299番地6
〃	水田秀樹	東温市田窪1343番地1
〃	竹本勇	東温市田窪1590番地
〃	池田正司	松山市三町3丁目5-6
〃	山内浩二	東温市田窪154番地2
〃	小野政廣	東温市田窪374番地
〃	大西弘幸	東温市田窪1477番地
監事	海稲哲郎	東温市田窪1195番地1
〃	野村壮太	東温市横河原188番地1

○愛媛県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市牛湫下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大島春樹	東温市牛湫805番地
〃	八木宏憲	東温市牛湫773番地
〃	高須賀圭吾	東温市牛湫742番地
〃	大西賢	東温市牛湫695番地3
〃	日野治男	東温市牛湫734番地
〃	露口真人	東温市牛湫1023番地
〃	山内誠治	東温市牛湫815番地
〃	仙波誠	東温市牛湫586番地3
〃	渡部聖二	東温市牛湫779番地1
監事	八木伸泰	東温市牛湫1097番地

〃	武智政重	東温市牛湫1164番地
---	------	-------------

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	八木宏憲	東温市牛湫773番地
〃	大島春樹	東温市牛湫805番地
〃	高須賀圭吾	東温市牛湫742番地
〃	大西賢	東温市牛湫695番地3
〃	露口真人	東温市牛湫1023番地
〃	日野治男	東温市牛湫734番地
〃	山内誠治	東温市牛湫815番地
〃	小山澄男	東温市牛湫797番地
監事	八木伸泰	東温市牛湫1097番地
〃	武智政重	東温市牛湫1164番地

○愛媛県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部雅也	東温市上林甲3640番地10
〃	森敏明	東温市上林甲528番地
〃	杉木和重	東温市上林甲848番地
〃	村上敬	東温市上林甲815番地
〃	森英明	東温市上林甲1633番地
〃	山内寛朗	東温市上林甲1677番地
〃	渡部伸二	松山市北梅本町700番地5
〃	菅原好文	松山市古川南2丁目4番地27
〃	渡部寿	東温市上林甲2550番地
〃	林茂樹	東温市上林甲3513番地2
〃	森政利	東温市上林甲2781番地
〃	森みさ子	東温市上林甲2850番地1
〃	森卓志	東温市上林甲3139番地3
〃	渡部哲男	東温市上林甲3073番地
〃	高須賀寛	東温市上林甲3261番地4
監事	森忠臣	東温市上林甲1655番地
〃	玉井洋三	松山市北久米町560番地3

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	山内正吾	東温市志津川1147番地8
〃	菅野重春	東温市上林甲394番地
〃	杉木和重	東温市上林甲848番地
〃	相原隆利	東温市上林甲1052番地
〃	菅野懇	東温市上林甲1638番地
〃	菅野和博	東温市上林甲1416番地
〃	山内浩	東温市上林甲1684番地2

〃	菅野章夫	東温市上林甲2513番地1
〃	菅野幸雄	東温市上林甲2577番地3
〃	平岡尚徳	東温市上林甲1569番地
〃	森泉	東温市上林甲2818番地3
〃	森幸一	松山市平井町1524番地
〃	森光夫	東温市上林甲2812番地
〃	高須賀完吾	東温市上林甲3072番地
〃	渡部敏雄	東温市上林甲3251番地
監事	森良貴	東温市上林甲2898番地
〃	玉井洋三	松山市北久米町560番地3

○愛媛県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森修三	東温市下林甲74番地2
〃	松下慶三	東温市下林甲862番地
〃	野中秀宣	東温市下林甲1453番地
〃	森眞和	東温市下林甲179番地
〃	丹生谷衛	東温市下林甲540番地
〃	丹生谷和敬	東温市下林甲994番地3
〃	丹生谷昌昭	東温市下林甲554番地1
〃	丹生谷延寿	東温市下林甲681番地
〃	中村昌一	東温市下林甲800番地1
〃	八木久夫	東温市下林甲1017番地
〃	高須賀正人	東温市下林甲1342番地
〃	井本マユミ	東温市下林甲874番地2
〃	網江美津子	東温市下林甲1056番地
監事	佐伯俊学	東温市下林甲1084番地
〃	森賢治	東温市下林甲133番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	井本修	東温市下林甲877番地
〃	松下慶三	東温市下林甲862番地
〃	野中秀宣	東温市下林甲1453番地
〃	森正明	松山市南久米町489番地1
〃	森修三	東温市下林甲74番地
〃	森眞和	東温市下林甲179番地
〃	丹生谷衛	東温市下林甲540番地
〃	丹生谷和敬	東温市下林甲994番地3
〃	佐伯俊学	東温市下林甲1084番地
〃	丹生谷太一	東温市下林甲1243番地
〃	越智清重	東温市下林甲1270番地1
監事	高橋計一	東温市下林甲1357番地
〃	森賢治	東温市下林甲133番地1

○愛媛県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部良吾	東温市下林甲2267番地8
〃	大野重昭	東温市下林甲1789番地1
〃	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
〃	野中環	東温市下林甲1936番地
〃	井上正記	東温市下林甲2137番地
〃	丹生谷順一	東温市下林甲2808番地
〃	野中正人	東温市下林甲2862番地3
〃	谷松周二	東温市下林甲2851番地2
〃	森長己	東温市下林甲1920番地2
〃	野中昭夫	東温市下林甲1553番地2
〃	野中哲也	東温市下林甲2068番地2
〃	高橋良	東温市下林甲2329番地
〃	大森勇喜	東温市下林甲2685番地
監事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
〃	高須賀菊代	東温市下林甲2266番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	大野重昭	東温市下林甲1789番地1
〃	小山昌文	東温市下林甲2058番地1
〃	井上正記	東温市下林甲2137番地
〃	野中光彦	東温市下林甲1611番地2
〃	渡部良吾	東温市下林甲2267番地8
〃	丹生谷順一	東温市下林甲2808番地
〃	野中正憲	東温市下林甲1900番地
〃	野中環	東温市下林甲1936番地
〃	野中久樹	東温市下林甲2021番地
〃	河野治雄	東温市下林甲2386番地2
〃	野中正人	東温市下林甲2862番地3
〃	竹村宗春	東温市下林甲2631番地
〃	谷松周二	東温市下林甲2851番地2
監事	植杉房夫	東温市下林甲2466番地
〃	高須賀菊代	東温市下林甲2266番地1

○愛媛県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	武智 信一	東温市上村甲239番地
〃	岡田 文明	東温市上村甲822番地
〃	高市 和博	東温市上村甲74番地
〃	高須賀 紀子	東温市上村甲225番地
〃	野首 泰志	東温市上村甲35番地
〃	溝田 光利	東温市上村甲496番地2
〃	高須賀 誠	東温市上村甲543番地
〃	津川 秀樹	東温市上村甲572番地
〃	倉瀬 邦久	東温市上村甲1006番地
〃	岡田 大樹	東温市上村甲376番地2
〃	岩田 英貴	東温市上村甲289番地4
監事	越智 義弘	東温市上村甲639番地1
〃	武智 孝子	東温市上村甲507番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	武智 信一	東温市上村甲239番地
〃	岡田 文明	東温市上村甲822番地
〃	中山 貢利	東温市上村甲374番地2
〃	高市 和博	東温市上村甲74番地
〃	高須賀 紀子	東温市上村甲225番地
〃	永野 浩二	東温市上村甲434番地3
〃	岩田 太喜夫	東温市上村甲591番地
〃	高須賀 隆	東温市上村甲912番地2
〃	上田 幹男	東温市上村甲738番地
監事	高市 公吉	東温市上村甲570番地
〃	武智 孝子	東温市上村甲507番地

○愛媛県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山 哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部 昌典	東温市南方418番地
〃	渡部 昌浩	東温市南方171番地
〃	田中 耕太郎	東温市南方577番地
〃	戸田 敏治	東温市南方36番地4
〃	渡部 純吉	東温市南方1507番地
〃	村尾 明彦	東温市南方618番地1
〃	細川 秀明	東温市南方732番地1
〃	近藤 真之	東温市南方1643番地1
〃	高須賀 透	東温市南方1474番地
〃	大石 秀輝	東温市南方1403番地1
〃	高須賀 寿美	東温市南方1738番地9
〃	石丸 治彦	東温市南方1911番地
〃	高須賀 京子	東温市南方1746番地

〃	宮本 利則	東温市南方2103番地
〃	藤岡 賢二	東温市南方2408番地
〃	桑原 勝	東温市南方1310番地2
〃	桑原 康久	東温市南方2973番地4
〃	高橋 宏一	東温市南方2608番地1
〃	齊藤 幸雄	東温市南方2792番地
〃	渡部 海	東温市南方1290番地3
監事	菅野 均	東温市南方2644番地1
〃	松崎 愛美	東温市南方2503番地1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡部 昌典	東温市南方418番地
〃	和田 毅	東温市南方2689番地3
〃	田中 耕太郎	東温市南方577番地
〃	戸田 敏治	東温市南方36番地4
〃	寺田 義治	東温市南方267番地1
〃	村尾 明彦	東温市南方618番地1
〃	細川 秀明	東温市南方732番地1
〃	近藤 真之	東温市南方1643番地1
〃	高須賀 廣志	東温市南方1613番地3
〃	高須賀 義廣	東温市南方1419番地
〃	大西 真蔵	東温市南方1410番地
〃	石丸 治彦	東温市南方1911番地
〃	高須賀 司	東温市南方1730番地
〃	高須賀 京子	東温市南方1746番地
〃	宮本 公一	東温市南方2077番地1
〃	高市 富男	東温市南方2415番地
〃	高須賀 亮治	東温市南方1319番地
〃	和田 則明	東温市南方1281番地1
〃	渡部 正史	東温市南方2498番地2
〃	渡部 和也	東温市南方2478番地2
監事	高須賀 隆興	東温市南方677番地
〃	松崎 愛美	東温市南方2503番地1

○愛媛県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山 哲司

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	佐伯 和伸	東温市北方862番地
〃	渡部 秀明	東温市北方3078番地3
〃	松本 康良	東温市北方633番地
〃	田中 宏	東温市北方432番地1
〃	奥村 明	東温市北方132番地1
〃	花山 文雄	東温市北方1956番地3
〃	渡部 公和	東温市北方1495番地1
〃	野中 伸一	東温市北方2608番地

〃	桑 原 啓 太	東温市北方2977番地 2
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地
〃	渡 部 和 寿	東温市北方2837番地 1
〃	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
〃	森 泰 範	東温市北方2651番地
〃	秋 山 靖	東温市北方1692番地
監 事	渡 部 富三男	東温市北方1240番地 2
〃	角 田 敏 郎	東温市北方2455番地
〃	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
〃	松 本 康 良	東温市北方633番地
〃	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
〃	田 中 宏	東温市北方432番地 1
〃	奥 村 明	東温市北方132番地 1
〃	花 山 文 雄	東温市北方1956番地 3
〃	渡 部 公 和	東温市北方1495番地 1
〃	野 中 伸 一	東温市北方2608番地
〃	桑 原 啓 太	東温市北方2977番地 2
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地
〃	渡 部 健 一	東温市北方2668番地 1
〃	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
〃	森 泰 範	東温市北方2651番地
〃	秋 山 靖	東温市北方1692番地
監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2
〃	渡 部 富三男	東温市北方1240番地 2
〃	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6

○愛媛県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 源 雄	東温市松瀬川甲236番地 5
〃	高須賀 功	東温市松瀬川785番地
〃	加 藤 正 志	東温市松瀬川甲698番地 1
〃	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
〃	渡 部 政 近	東温市松瀬川乙1021番地106
〃	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
〃	田 井 健 策	東温市松瀬川572番地
〃	仙 波 晃 介	東温市松瀬川651番地 1
〃	田野岡 敏 郎	東温市松瀬川1042番地 1
〃	大 石 雅 昭	東温市松瀬川72番地
監 事	田 井 民 夫	東温市松瀬川344番地10
〃	洪 谷 学	東温市松瀬川518番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 源 雄	東温市松瀬川甲236番地 5
〃	高須賀 功	東温市松瀬川785番地
〃	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
〃	加 藤 正 志	東温市松瀬川甲698番地 1
〃	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
〃	渡 部 政 近	東温市松瀬川乙1021番地106
〃	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
〃	田 井 尚	東温市松瀬川 1 番地
〃	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
〃	田 井 健 策	東温市松瀬川572番地
監 事	田 井 民 夫	東温市松瀬川344番地10
〃	洪 谷 学	東温市松瀬川518番地 3

○愛媛県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
〃	渡 部 ひとみ	東温市松瀬川1342番地
〃	高 岡 秀 人	東温市松瀬川乙77番地 8
〃	渡 部 修 二	東温市松瀬川甲1220番地 1
〃	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
〃	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
〃	花 山 隆 重	東温市松瀬川甲1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
〃	渡 部 茂	東温市松瀬川甲1087番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
〃	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
〃	渡 部 利 春	東温市松瀬川1224番地
〃	渡 部 光右衛	東温市松瀬川甲1304番地 1
〃	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
〃	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
〃	花 山 隆 重	東温市松瀬川甲1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
〃	渡 部 茂	東温市松瀬川甲1087番地 4

○愛媛県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 孝 治	東温市吉久408番地 1
〃	相 原 一 昭	東温市吉久33番地 1
〃	高須賀 哲	東温市吉久214番地 2
〃	大 西 栄 二	東温市吉久428番地 1
〃	渡 部 武	東温市吉久38番地第 2
〃	相 原 ゆかり	東温市南方2761番地 1
監 事	相 原 勉	東温市吉久203番地
〃	西 森 健 司	東温市吉久23番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菅 野 眞 一	東温市吉久26番地第 2
〃	大 西 孝 治	東温市吉久408番地 1
〃	相 原 司	東温市吉久206番地
〃	相 原 正 文	東温市吉久259番地
〃	福 島 幸 夫	東温市吉久418番地
監 事	大 西 仁 志	東温市吉久538番地
〃	西 森 健 司	東温市吉久23番地 2

○愛媛県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 史 紀	東温市樋口87番地 2
〃	和 田 章 男	東温市樋口281番地 3
〃	恒 岡 孝 佳	東温市樋口1198番地
監 事	松 井 健 一	東温市樋口1160番地 5

○愛媛県告示第391号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-3)第18619号	令和3年4月1日	紅葉建設工業(株)	徳岡 和幸	大洲市東大洲459-3	令和8年3月12日	石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 孝 弘	東温市樋口574番地
〃	加 藤 正 重	東温市樋口86番地12
〃	窪 田 英 策	東温市樋口1154番地 1
監 事	和 田 清 昭	東温市樋口747番地 1

○愛媛県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月28日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 史 紀	東温市樋口87番地 2
〃	佐 伯 和 伸	東温市北方862番地
〃	渡 部 秀 明	東温市北方3078番地 3
〃	松 本 康 良	東温市北方633番地
〃	花 山 文 雄	東温市北方1956番地 3
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地
監 事	渡 部 富三男	東温市北方1240番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
〃	渡 部 孝 弘	東温市樋口574番地
〃	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
〃	松 本 康 良	東温市北方633番地
〃	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
〃	松 本 和 男	東温市北方3057番地
〃	花 山 文 雄	東温市北方1956番地 3
監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	197号	大洲市柚木947番5地先から 同市柚木947番5地先まで	旧	メートル 4.2～9.4	キロメートル 0.130	
			新	5.0～10.2	0.130	
〃	〃	大洲市柚木947番1地先から 同市柚木947番1地先まで	旧	3.9～5.1	0.033	
			新	3.9～5.8	0.033	

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市柚木947番5地先から 同市柚木947番5地先まで	令和8年4月28日
〃	〃	大洲市柚木947番1地先から 同市柚木947番1地先まで	〃

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年4月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,089,404
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,789
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 236,176

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,113	14,038
南宇和郡	16,318	5,440
松山市・上浮穴郡	423,458	137,243

今治市・越智郡	128,132	42,711
宇和島市・北宇和郡	68,102	22,701
八幡浜市・西宇和郡	32,367	10,789
新居浜市	93,731	31,244
西条市	85,773	28,591
大洲市・喜多郡	45,490	15,164
伊予市	29,545	9,849
四国中央市	68,054	22,685
西予市	28,705	9,569
東温市	27,616	9,206

雑報

○公告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。
 令和8年4月28日

一般財団法人 消防試験研究センター
 理事長 山口英樹

1 試験日、受験申請の受付期間及び受付場所等

区分	試験日	受験申請受付期間 (書面申請、電子申請とも)	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第2回	令和8年 10月18日(日)	令和8年8月28日(金) ～9月7日(月) ※電子申請の受付時間は、受付開始日の 午前9時から受付最終日の午後11時59 分までです。	書面申請 (一財)消防試験研究センター愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL:089-932-8808 FAX:089-935-4484 受付時間(土日、祝日を除く。) 9:00～17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
	令和8年 10月25日(日)			
第3回	令和9年 1月24日(日)	令和8年12月7日(月) ～12月17日(木) ※電子申請の受付時間は、受付開始日の 午前9時から受付最終日の午後11時59 分までです。	電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 TEL:0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝日を除く。) 9:00～17:00	
	令和9年 2月6日(土)			

2 受験地、試験会場、試験種類及び開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区分	試験日	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第2回	R8.10.18	松山市	松山大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時半 (集合:午前9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)
第3回	R9.2.6	同上	愛媛大学	同上	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時 (集合:午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

(備考) 乙種第4類の受験者の午前又は午後の受験指定は、当センターの愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	試験日	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第2回	R8.10.18	今治市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合:午前9時半)
		松山市	松山工業高等学校		
		宇和島市	吉田高等学校		
	R8.10.25	新居浜市	新居浜工業高等学校		
		松山市	松山工業高等学校		【乙種第4類】 午前10時又は午後2時 (集合:午前9時半又は午後1時半)

第3回	R9. 1. 24			同上	【その他全種類】 午後2時 (集合：午後1時半)
		新居浜市	新居浜工業高等学校		午後2時 (集合：午後1時半)
		八幡浜市	八幡浜工業高等学校		

- (備考) 1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に当センターの愛媛県支部が認めた受験者をいう。
 2 第3回試験の松山工業高等学校会場の乙種第4類の受験者の午前又は午後の受験指定は、当センターの愛媛県支部が行う。
 3 10月18日と10月25日の試験を両方とも受験することはできない。(試験種類が異なっても不可。)

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

- ① (一財) 消防試験研究センター愛媛県支部
- ② 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- ③ 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- ④ 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

正 誤

○正 誤

令和8年3月31日付け第698号目次中

ページ	箇所	誤	正
146	目次欄 下から2行目	道路の供用開始(国道319号外)	道路の供用開始(一般国道319号外)